

記者会見要旨

日 時：平成21年12月4日（金） 午後4時00分～午後4時35分
場 所：東証ARROWS プレゼンテーション・ステージ
会 見 者：代表執行役社長 齊藤 悅

齊 藤 お集まり頂きまして大変ありがとうございます。本日の会見には、当取引所の訴訟代理人である中村先生にご同席いただきまして行わせていただきます。ご存知のとおり、当取引所は平成17年12月8日に発生いたしました、ジェイコム株式の誤発注事件に関しまして、みずほ証券から約415億円の損害賠償請求訴訟を提起されていましたが、本日、東京地方裁判所において判決が言い渡されました。既にお聞き及びだと思いますが、判決の概要は、107億1212万円余及びこれに対する利息の支払いを当取引所に求めるものです。さきほど判決があったばかりで、まだ詳しい内容は確認しておりませんが、当取引所としましては弁護士先生とともに判決の内容を十分に検討した上で、しかるべき対処して参りたいと考えています。説明は以上になります。

記 者 今回判決が出て、まだ経営判断などをなされていない段階だと思うのですが、東証としては控訴も検討に入れて対応を考えていますでしょうか。

齊 藤 判決の内容を十分検討したいと思いますが、しかるべき対処することになると思います。

記 者 ということは、控訴も検討しているということですね。

齊 藤 それを含めてということです。

記 者 今回、約107億円という賠償を命じられたわけですが、この判決が東証の2010年以降の出来るだけ早い時期にという上場計画に影響を及ぼすおそれはあるのでしょうか。

齊 藤 2010年以降のしかるべき早い時期にということは変わらないと思いますが、財務諸表上のインパクトが出ますので、それを十分検討して、取引所としてきちんと上場問題についても検討しないといけないと思い

ます。

記 者 上期の最終利益が57億円だったと思うのですが、今回の賠償額はそれを大きく上回る金額で、最終的に今期の業績が赤字になる可能性はどの程度だと見ているのかというのと、確か3月の記者会見で今期の営業利益について30億から40億円と社長がおっしゃっていましたが、今の段階だとどれくらいになると見てらっしゃるか、それをお願いします。

斎 藤 通期の利益でこの金額を全部カバーできるかどうかぎりぎりのところだと思います。ですから、もし損失計上した場合には、赤字になる可能性は否定できない状況だと思います。事業計画は最初の3月の時点における予想を随分上回っていたのですが、先ほど言いましたように通期を見てみると、少し赤字になる可能性は否定できないぐらいのところだと思います。

記 者 来年から、新システム稼働ということですが、こういった判決というのは東証のシステムに対する信頼も必ずしも良いとは言えないですが、今後システム整備に対してどのように臨まれるか、あらためて教えてください。

斎 藤 ご案内のように今我々が準備しているシステム、現在稼働しているシステムについては、こういうオーダーは通らないようになっていますので、十分そこは配慮していて、信頼性は十分あると思います。ただ、今回の判決では、市場のオペレーションについて分単位で責任分割せられていて、なかなか難しい判決をいただいたと思います。たとえば発行株数の3倍のオーダーは常識的に止めるべきだと言われても、取引所が人のオーダーを勝手に止める権限など本来はないわけです。この金額の査定においては、必ずしも両者が注文を取消しできない事実を認識した時間以降のことで金額を査定されているのではない。判決は、両者がそれを認識する前に止めるべきだったと言っているわけで、今回の場合は3倍という数字を使われているわけですが、3倍の論拠は何なのか、今後もそういうことなのか。このようにレバレッジを使っているオーダーは、全部が全部、東京証券取引所で同時に執行されているのか分かりません。市場外取引もたくさんある時代ですし、世界で取引されるときに、その時点において3倍になったからとか2倍になったからとか、決めら

れるのか。人が出しているオーダーを大きいからという理由で止めるべきだということで、金額を7：3で割っていますが、現実には非常に難しいです。取引所は出来るだけ効率的で透明性の高い場を提供しているわけで、場を使うのは参加者ですから、相当な違法行為がない限り我々は介入する権限はないわけです。それが自由市場の論理です。今回の場合は規模が大きいというだけで止めなければならなかつたとおっしゃっているのですが、難しいところです。一見したところそのように今拝見しています。ただ、ご質問のシステムの件については既に対処しています。

記　者　今後、新たに再発防止策についてはお考えではないですか。

齊　藤　システムについては対処しているので、今後このようなことは起こらないと理解しております。

記　者　もし107億円の賠償が確定して損失が出た場合に今後のシステムを含めた投資計画にどのような影響があると思われるか教えてください。

齊　藤　大きな影響はありません。1年間の経常利益でおおよそカバーできる程度で、キャッシュフローは大丈夫ですので、ご安心していただきたいですし、システム開発はきちんと予算をたてて支払いながらやっていきますので心配ありません。

記　者　確認ですが、107億円は控訴したとしても今年度、特別損失で処理されるわけですよね。

齊　藤　これは処理しないといけないでしょう。合理的な会計処理に従うということです。

記　者　今回の判決に対して東証としては、107億円をたたき台として早期決着を図ると言う姿勢が強いのか、それとも当初の全く責任はないという部分が前提となってこれからも進んでいくとお考えなのか、方向性としてはどちらでみたらよいのでしょうか。

齊　藤　判決内容については非常に残念だと思っております。今後も先生と相談しなければいけないですが、一番関心があるのは7：3という割り方

です。70%我々に責任があると言われたところは忸怩たるものがあります。まず、プロである取引メンバーが、社員の訓練、制度の整備等々をせずに誤発注をしたことにもとの原因があるので、その後の処理について争っているわけですが、起点の問題がまずある。だから、7：3というのは、私はストンと落ちないです。

記者 ただ、7：3というみずほ側からすると7割東証に責任があると認定されたということを根拠に、もっと貰えるのではないかという見方も出来なくはないですよね。そう考えると話し合っていくという考え方もあるかと思いますが、7：3という責任の割合の方に重きを置くということになるのでしょうか。

齊藤 話し合うことがあるかどうかということについては、先方がどうするかという姿勢によってきます。私から、控訴を含めてどうすることは申し上げられません。向こうがどうするかも確かめながらということになります。

記者 控訴するかどうかは、いつまでに決定することになるのでしょうか。

齊藤 2週間以内ということです。

記者 今回の判決を受けて、取引所と参加者との関係に変化を及ぼすのでしょうか。これまで、東証としては場を提供するのが役割だと言ってきたわけですが、今回の判決というのはより注文に対して責任を持ちなさいと言っている中身ですね。これによって関係はどのように変わってくるのでしょうか。

齊藤 世界の取引所と業者の方との関係や取引所で集中して取引を行っていた時代はとっくに終わっていて、東証だけで取引されるわけではないし、まして日本だけで取引される時代でもないわけです。したがって世界の取引所というのは、まさしく場としていかにスピーディーな処理能力を持っているか、ガバナンス的にいかに透明性を担保できる市場であるか、ということを訴えながら競争しているわけです。この判決は、日本ではまだ市場集中で行われていて、東証が全部判断できるような感覚でなされたように思われてなりません。そのような時代はとっくに過ぎていて、今回のケースに限りませんが、たまたま利用者の方が、東証にオーダー

を出してきておられたと。その量が非常に多いと。だから東証が突然、これはやめておかなければいけない、やめさせると、このようにおっしゃっているわけですが、そんなことが本当に出来るのか、やるべきなのかと迷います。利用者との関係はそう変わるとは思いませんが、お互いに注意してということになっていくんでしょう。

記者　まさに場としての信頼性を考えると、東証はシステムを使って場を提供しているため、システムの信頼性、品質を高めていく必要があると思いますが、そういう観点で、今回の判決の中で、システムのテストが若干足りなかつたのではないかとの文章もあったかと思いますが、制度ではなく、システムの品質を確保していく観点で再発防止策というか今後のリスクといいますか、提供者としての責任をどう考えていますでしょうか。

斎藤　いろいろなことが起こり得ると思います。ノーマルな状況でない場合にでもある程度対処できる能力が必要だと思います。しかし難しいのは、このようなミスによるオーダーが流れてきたときに、このミスをまず誰が判断するのか。勝手にジャッジして、もしそれがミスでなかった場合にどうなるのか、止める根拠のレギュレーションは何なのかといった問題がある。東証のシステムは発行済株式数の何パーセントまでしか発注できませんが、例えばシンガポールのシステムでは、発行済株式数の2倍まで執行できるといった場合に、シンガポールにオーダーが流れていったらどうするのかなど、いろいろな難しいことが想定されます。

システムを提供する側としてベストエフォートとして、あらゆるケースを想定しなくてはならないと思いますが、1と61が引っくり返った今回のようなケースは、相当ケアレスなことだと思います。株数と値段を間違えるなんて考えられないことだと思います。今後はシステムのスピードが速くなりますから機械がやることになりますが、通常考えられないようなものまでもどうジャッジするのかというのは非常に難しいと思います。

ベストエフォートで機械を用意しますということであって、こういう訴訟が起きれば、他のメンバーにも迷惑がかかるので、繰り返されないことを希望します。もう少しお互いのことを理解し合うべきだと思います。世界では、こういうことで取引所と訴訟した事例などほとんどないと思います。

記 者 ジャッジについてはよく判るのですが、取消しできない不具合があつた場合には東証にとってもリスクになるわけですから、そうしたものに対する対策をどうされるのですか。

斎 藤 先ほど申しましたように、そういうことのないようにシステムは開発されています。

記 者 次世代のシステムでは同様の不具合はないということですか。

斎 藤 ないといえば100パーセント保証しろということになりかねませんが、ベストエフォートとしては、当然このようなことがないように想定しています。

記 者 スピードに与える影響、つまり、今回のように裁判所が取引所にもう少し配慮しなさいと言った場合に、今度の新しいシステムは速いことが売りになっていますが、注文を処理する途中にいろいろな処理をかけなければなりませんが、それがスピードに与える影響、それと国際競争においての影響についてどのようにお考えでしょうか。

斎 藤 新しいシステムは、見ていて途中で止められるようなシステムではないので、最初から一定の条件で機械を止めるなどの処理を入れる必要があるのだと思います。いろいろな方が使うので、最初から分かっていれば別ですが、皆正常だと思って使っているときに、意外とキャバの小さいところでブレーキをかけられた、それはこの事件があったからだ、となるのであれば健全ではないと思います。今後はコンピューターからコンピューターへの注文が増えますから、コンピューターにインプットする段階で相当慎重にしてもらわないと、システムはインプットされたとおり東証に発注してきますので、管理者も現場もお互いに理解し、訓練もして、共有物として使うという精神が非常に重要なのだと思います。一方的にどちらが悪いというのではなく、共有物として利用することが大事だと思います。東証がスピードアップすることがブローカーや業者など利用者のメリットになっている部分が多くあるわけです。それに当たっては当然負荷もかかるでありますので、それは皆でシェアしましょうということですし、世界的にそうしているわけです。それからすると、今回の訴訟事件はいささか不幸だったと思います。

記 者 今回の判決が、システム開発元の富士通さんなどに与える影響をどのようにお考えでしょうか。

齊 藤 今回の裁判の中で、はっきり責任はないとされていますので、システム開発会社に責任はないということだと思います。

記 者 そこは東証さんとしてもそのようにお考えということでしょうか。

齊 藤 責任はないといっています。

記 者 先ほどジャッジの難しさについて言及されていましたが、今回の判決で、当時の株式部の対応についてほとんど故意に近いような注意義務違反を認めていましたが、社長の御認識として、当時のオペレーションがある種注意を欠いたものだったのか、それとも今回の判決がある種実務を無視したものだったのか、今後のオペレーションという意味で改善の余地があるのかないのか教えていただきたい。

齊 藤 後者の質問について先に答えますが、東証としてこの事件は重大だと考えていますので、1月4日に稼働予定のarrowheadについても極力そのようなことがないようプログラムを開発しています。実務を無視しているのではという言い方は、ちょっと強弁し過ぎたかもしれません、特殊で分かり難い分野ですから裁判官や裁判所も相当努力していただいだと思います。東証としては、最初からこのオーダーはおかしいといっていて、それに対する対応も完全ではないわけで、そこからやり取りがだんだんおかしくなってしまった。おかしなオーダーが来たにも関わらず東証は無視していたということでは全然ありません。先方に対して、尋常じゃないオーダーですが大丈夫ですかと言っているわけで、それに対して先方の対応がガタガタしてしまった。そうした状態である程度時間が過ぎたことを判決では問題視しているわけですが、そこに至るまでにも東証は東証なりの努力をしたと思います。何故止めなかつたのかといわれているわけですが、その場に私がいて、果たして止める勇気があるか、オーダーが来ているのに止めるということは怖いです。大きければ大きいほど恐怖です。こういうケースなら取引所が売買を停止してもよいという条件がはっきりしていませんから。今回このように裁判の判決が出ていますが、まずは、発注したところがキャンセル、買い戻すということが普通です。今回の場合、東証が何もしなかったということは

全くなく、まず誤発注があって、それに東証が気付いて、何度もおかしいのではないかと言って、それで向こうが大変だということで動きだした後の問題がジャッジされていますので、もう少し配慮いただければと思います。東証が2分間の間で70対30の責任と言われるのはちょっと厳しいと思います。

記 者 東証としては、最初のミスがなければこうしたことが発生しなかつたわけですが、自分のミスを起点にして相手に何か落ち度があった場合に発生した損害を、例えばゴネ得で取り返すという風潮になる可能性について御意見をお聞かせください。

齊 藤 相手も大きな金融機関ですので、当然組織を守るリーガルアクションをとて第三者コメントを取ろうとした行為がこうした訴訟になったものと理解しています。アメリカのようにリーガルコンフリクトで戦うようなところでも、証券界はもともとお互いにパートナーシップのような形態でできてきたものですから、世界的に結構話し合いでやっています。このようなケースは非常に珍しいのではないかと思います。なかなか答え方が難しいのですが、大体リーガルの戦いとはこうしたものじゃないかと思います。最初から自分が悪かったと言ってしまったら終わりですし、そうして訴訟してくる人はいないわけで、自分は絶対正しいということで訴訟してくると思います。今回の場合は結論はともかくとして時間的なプロセスははっきりしている。まず、間違い注文があって、これがご迷惑をかけして申し訳ありませんでしたと、大変な損失がでましたがこれも我々の自己責任ですというのがビューティフルな世界なのでないでしょうか。私の答えはそれだけです。

以 上